

議案第 号

世田谷区立青少年交流センター条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立青少年交流センターを設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立青少年交流センター条例

(目的及び設置)

第1条 青少年（おおむね30歳以下の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るとともに、青少年の社会的自立を総合的に支援し、活力ある地域社会を実現することを目的として、世田谷区立青少年交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(施設)

第3条 センターの施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。

(休館日)

第4条 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館（以下「池之上センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月（8月を除く。）の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

2 世田谷区立野毛青少年交流センター（以下「野毛センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、休日及び7月1日から8月31日までの間の月曜日を除く。
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 池之上センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 野毛センターの開館時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時

間を変更することができる。

(事業)

第6条 センターは、施設を青少年等の使用に供するほか、次に掲げる事項に関する事業を行う。

- (1) 青少年同士の交流及び青少年と異なる世代との交流の促進
- (2) 青少年の自立支援
- (3) 青少年向けの講演会、講座、研修等の実施
- (4) 青少年に関わる各種団体、施設等との連携
- (5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに青少年に係る相談
- (6) 青少年に関する調査及び研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(使用時間等)

第7条 別表第3の左欄に掲げる施設は、同表の右欄に掲げる使用時間の区分に応じ、使用することができるものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該使用時間を延長することができる。

- 2 前項の区分における使用時間は、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- 3 野毛センターは、その休館日の翌日の午前9時から次の休館日の前日の午後9時までの間において2日間又は3日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、2日間若しくは3日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、野毛センターは、7月21日から8月31日までの間にあっては、午前9時から翌日の午後9時までの2日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、午前9時から翌日午後9時までの2日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。

(使用することができる者)

第8条 青少年は、池之上センターの読書室及び野毛センターの読書室を使用することができる。

- 2 青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数

が5人以上のもの（以下「青少年団体」という。）は、池之上センターの読書室及び野毛センターの読書室以外の施設を使用することができる。

3 青少年団体は、野毛センターに宿泊してその施設（読書室を含む。次項において同じ。）を使用することができる。

4 前項の規定にかかわらず、青少年団体のうち次の各号に掲げるものによっては、当該各号に定める場合に限り、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。

(1) 構成員の過半数が中学生以下の者であるもの 当該中学生以下の者の保護者全員の同意を得、かつ、相当数の保護者又は成年者である指導員が同行する場合

(2) 構成員の過半数が高校生又はこれに準ずる者であるもの 当該高校生又はこれに準ずる者の保護者全員の同意を得ている場合

5 区、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「公共的団体等」という。）は、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために池之上センターの読書室及び野毛センターの読書室以外の施設を使用することができる。

（登録）

第9条 池之上センターの読書室を使用しようとする青少年及び野毛センターに入館しようとする青少年は、あらかじめ規則で定めるところにより登録を受けなければならない。

（使用の手続）

第10条 池之上センターの読書室を使用しようとする青少年並びに施設を使用しようとする青少年団体及び公共的団体等は、規則で定めるところにより区長に申請をし、使用の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

3 区長は、第1項の申請をした者がこれまでの使用について次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないことができる。

- (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

(使用の条件)

第11条 区長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第12条 区長は、使用の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第9条の登録の取消しに準用する。

(使用料等)

第13条 施設の使用料は、無料とする。

2 野毛センターの寝室 若しくは寝室 においてシーツを使用し、又は食堂・厨房においてガス設備を使用する青少年団体又は公共的団体等は、洗濯費用又はガス代を納付しなければならない。ただし、区が使用する場合は、この限りでない。

(空き時間使用)

第14条 第8条に定めるもののほか、区長は、施設（池之上センターの学習室（交流室）、学習室（交流室）、音楽室及び和室並びに野毛センターのホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室に限る。以下この条において同じ。）の使用状況に余裕があると認めるときは、当該施設を次項に規定する団体の使用に供することができるものとする。

2 前項の団体は、構成員の総数が5人以上で、かつ、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体であって、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する規則（平成9年5月世田谷区規則第82号）第4条第1項に規定する利用者登録又は世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則（平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号）第4条第1項に規定する利用者登録を受けたもの（以下この条において「登録団体」という。）とする。

3 登録団体が施設の使用の承認を受けたときは、指定された期日までに別表第4に

定める使用料を納付しなければならない。

4 第1項の規定による使用は、別表第4に定める使用時間の区分を単位として承認するものとし、区長は、一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。）において4区分まで（音楽室の使用にあつては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで使用の承認をすることができる。

5 第10条、第11条、第12条第1項及び第13条第2項の規定は、登録団体による施設の使用について準用する。

（施設の変更禁止等）

第15条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際して、当該施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用权の譲渡等の禁止）

第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第17条 使用者は、施設の使用を終了した場合は、第15条ただし書の承認を受けたときを除き、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用を停止された場合及び第9条の登録を取り消された場合も同様とする。

（損害賠償）

第18条 施設を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。

（入館の制限等）

第19条 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を禁止することができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、センターの公用開始の日は、平成27年4月1日とする。
- 3 世田谷区立池之上青少年会館条例（昭和54年3月世田谷区条例第19号）は、廃止する。
- 4 世田谷区青年の家条例（昭和38年3月世田谷区条例第4号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館	東京都世田谷区代沢二丁目37番18号
世田谷区立野毛青少年交流センター	東京都世田谷区野毛二丁目15番19号

別表第2（第3条関係）

名称	施設
世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館	学習室（交流室） 学習室（交流室） 音楽室 和室 読書室
世田谷区立野毛青少年交流センター	ホール 和室 和室 交流室 会議室 会議室 食堂・厨房 屋外施設 寝室 寝室 読書室 創作活動室

別表第3（第7条関係）

1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館

施設名	使用時間			
	午前	午後	夜間	
学習室（交流室）、 学習室（交流室）及び和室	午前9時から午後 零時50分まで	午後1時から午後 5時50分まで	午後6時から午後 9時50分まで	
音楽室	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から	午後1時から	午後4時から	午後7時から

	午後零時50分まで	午後3時50分まで	午後6時50分まで	午後9時50分まで
読書室	午前9時から午後9時50分まで			

2 世田谷区立野毛青少年交流センター

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
ホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後9時まで
屋外施設	午前		午後
	午前9時から午後零時50分まで		午後1時から午後5時まで
読書室	午前9時から午後9時まで		
寝室及び寝室	午後5時から翌日午前9時まで		

別表第4（第14条関係）

1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館(1)

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後5時50分まで	午後6時から午後9時50分まで
学習室（交流室）	960円	960円	960円
学習室（交流室）	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円

2 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館(2)

施設名	使用時間			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後3時50分まで	午後4時から午後6時50分まで	午後7時から午後9時50分まで

	で	で	で	で
音楽室	1,920円	1,440円	1,440円	1,440円

3 世田谷区立野毛青少年交流センター(1)

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで
ホール	1,440円	1,680円	1,920円
和室	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円
交流室	300円	300円	300円
食堂・厨房	960円	1,080円	1,440円

4 世田谷区立野毛青少年交流センター(2)

施設名	使用時間	
	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
会議室	720円	960円
会議室	300円	300円
創作活動室	1,440円	1,920円